法律の現場から 85

# 派遣法改正のお話し

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

現在、厚生労働省は派遣法を改正しようとしています。現在の派遣法では、専門職（秘書とか通訳）以外の派遣では、派遣労働者を受け入れる期間には、3年という制限が設けられています。これは、派遣という働き方が一時的、臨時的なものであって、3年を超えるような継続的な仕事をさせる場合には、派遣ではなく、直接労働者を雇用すべきだからです。改正法では、一人の派遣労働者が同じ職場で働けるのは3年ですが、企業が労働組合などからの意見を聞いた上で、派遣労働者を入れ替えれば4年目からも派遣を継続できることになります。派遣労働は雇い主と、実際に働く職場が異なり、労働者の権利がないがしろにされがちです。雇用は企業が直接雇用するのが原則でなければなりません。派遣法の改正は働く人の地位をますます不安定にさせます。

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）